

# 国民年金 コーナー

国民年金保険料の  
免除制度  
【一部納付(免除)】

今回は「一部納付(免除)制度」を紹介します。

一部納付(免除)制度は、保険料の一部を納付することにより、残りの保険料の納付が免除となる制度です。

一部納付(免除)制度には、次の3種類があります。

- 4分の1納付 (3,760円)
- 2分の1納付 (7,520円)
- 4分の3納付 (11,280円)

※( )内は納付する保険料の金額です。

次の所得基準の範囲内にある方が、対象となります。

## ◆所得基準

本人(申請者)・配偶者・世帯主それぞれの前年の所得が次の計算式で計算した金額の範囲内であること。

## 【計算式】

- 4分の1納付  
78万円 + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額等
- 2分の1納付  
118万円 + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額等
- 4分の3納付  
158万円 + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額等

## 【例】

(別表のとおり)  
※申請の時期によって、前々年の所得で審査を行う場合があります。

ただし、一部保険料を納付しなかった場合には、その期間の一部免除が無効となり、未納と同じ扱いになるため、将来の老齢基礎年金の額に反映されず、また、障がいや死亡といった不慮の事故が起こった場合、障害基礎年金や遺族基礎年金が受けられない場合がありますのでご注意ください。

(別表)一部納付(免除)制度の所得基準の目安

世帯構成	全額免除	一部納付		
		1/4納付	1/2納付	3/4納付
単身世帯	57万円	93万円	141万円	189万円
2人世帯 (夫婦のみ)	93万円	142万円	195万円	247万円
4人世帯 (夫婦、子ども2人)	162万円	230万円	282万円	335万円

不慮の事故が起こった場合、障害基礎年金や遺族基礎年金が受けられない場合がありますのでご注意ください。

閩郡山年金事務所

☎024-932-3434

閩町民生活課

☎72-6933

## 個人事業税の納期のお知らせ

個人事業税とは、事業を営んでいる個人に課税される県の税金です。平成25年度の第1期分の納期限は9月2日(月)です。県中地方振興局県税部から送付される納税通知書で、納期限までに最寄りの金融機関で納めてください。

また口座振替による納付もできますので、ぜひご利用ください。新たに口座振替を申し込まれた場合は、第2期分(12月2日納期限)からの取り扱いとなります。

閩県中地方振興局県税部

課税第一課 事業税チーム  
☎024-935-1251

## 町税等納期のご案内

納期限 **9月2日**(月)

- 町 県 民 税 (2期)
- 国民健康保険税 (2期)
- 介護保険料 (2期)
- 後期高齢者医療保険料 (1期)

- 納め忘れのないように、ご確認ください。
- 納期限内納入にご協力をお願いします。